



2025年4月10日

各位

会社名 株式会社スパンクリートコーポレーション
代表者 代表取締役社長 村山 典子
(コード：5277、東証スタンダード市場)
問合せ先 財務部長 大友 和俊
(TEL. 03-5689-6311)

株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2025年2月14日付当社プレスリリース「株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更、並びに臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」（以下、「2025年2月14日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、株式併合及び定款の一部変更に係る各議案について、本日開催の臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）に付議しましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下、「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2025年4月10日から2025年5月8日まで整理銘柄に指定された後、2025年5月9日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

記

1. 第1号議案（株式併合の件）

2025年2月14日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、当社株式について、以下の内容の株式併合（以下、「本株式併合」といいます。）を実施するものであります。

- ① 併合する株式の種類
普通株式
- ② 併合比率
当社株式について、1,096,100株を1株に併合いたします。
- ③ 減少する発行済株式総数
7,424,599株
- ④ 効力発生前における発行済株式総数
7,424,605株

(注) 当社は、2025年2月14日開催の取締役会において、2025年5月12日付で自己株式1,907,795株（2025年2月14日時点で当社が所有する自己株式の全部に相当）を消却することを決議いたしましたので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

6株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

24株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、当社の株主は、当社の主要株主であり筆頭株主であるMUC C商事株式会社（以下、「MUC C商事」といいます。）、当社の主要株主かつ当社の代表取締役社長である村山典子氏の資産管理会社である日本スパンクリート機械株式会社（以下、「日本スパンクリート機械」といいます。）、村山典子氏及び村山典子氏の親族である村山知子氏（以下、MUC C商事、日本スパンクリート機械、村山典子氏及び村山知子氏を総称して「残存株主ら」といいます。）のみとなり、残存株主ら以外の株主の皆様が保有する当社株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

当該1株未満の端数に相当する数の株式については、当社株式が2025年5月9日をもって上場廃止となり、市場株価のない株式となる予定であることから、競売によって買付人が現れる可能性が期待できないこと等を踏まえ、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項及び同条第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当社が買い取ることを予定しており、その買取りに係る代金を、1株未満の端数が生じた株主の皆様に対して交付する予定です。

この場合の買取価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2025年5月12日の最終の当社の株主名簿において残存株主ら以外の株主の皆様が保有する当社株式の数に460円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

2. 第2号議案（定款一部変更の件）

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は6株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社普通株式の単元株式数の定めを廃止するため、現行定款第7条（単元株式数）、第8条（単元未満株主の売渡請求）及び第9条（単元未満株主の権利制限）を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

また、本株式併合の効力が発生した場合、会社法第182条第2項の定めに従って、当社の発行可能株式総数は24株となること、かかる点をより明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、当該事項に関する現行定款第5条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

さらに、本株式併合の効力が発生した場合、当社の株主は残存株主らのみとなるため、定時株主総会の基準日に係る規定及び株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第11条（基準日）及び現行定款第15条（電子提供措置等）を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。なお、当該変更の効力が発生した場合、2025年6月に開催を予定している定時株主総会開催時点の株主をもって議決権を行使できる株主として取扱う予定です。

また、当該定款変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2025年5月13日に効力が発生するものとします。

3. 株式併合の日程

① 本臨時株主総会開催日	2025年4月10日 (木)
② 整理銘柄指定日	2025年4月10日 (木) (予定)
③ 売買最終日	2025年5月8日 (木) (予定)
④ 上場廃止日	2025年5月9日 (金) (予定)
⑤ 株式併合の効力発生日	2025年5月13日 (火) (予定)

以上